



2018年10月26日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ス カ ラ  
代 表 者 名 代表取締役社長 椰 野 憲 克  
( 東 証 一 部 ・ コ ー ド 4 8 4 5 )  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 木 下 朝 太 郎  
( T E L 0 3 - 6 4 1 8 - 3 9 6 0 )

**株式会社コネクトエージェンシーの株式取得（子会社化）及び  
第三者割当による第13回新株予約権の発行  
に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において以下のとおり株式会社光通信（本社：東京都豊島区、代表者：玉村 剛史、以下「光通信」）の完全子会社である株式会社ハローコミュニケーションズ（本社：東京都豊島区、代表者：河野 良平、以下「HC」）の完全子会社である株式会社コネクトエージェンシー（本社：東京都豊島区、代表者：大橋 弘幸、以下「CA」）の発行済株式の51.0%を取得し子会社化すること、また、HCに対して第三者割当の方法により、株式会社スカラ第13回新株予約権（以下、「本新株予約権」）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

I CAの株式取得（子会社化）について

1. 株式取得の理由

当社は、インターネット及び電話、FAX、紙媒体を含むマルチチャネルにおける企業と個人のコミュニケーションをサポートする様々なSaaS/ASPサービスを提供しており、当該SaaS/ASPサービスの中にはコールセンター運営事業者にご利用頂いているものがあります。コールセンター業界では昨今のIT技術の発展により、AIを駆使したチャットボットサービス、ビッグデータであるVOC（Voice of Customer）データを活用した業務コンサルティングなど多種多様な新たなニーズが強まっており、当社はそれらを事業成長の機会と捉え、電話の自動音声応答サービスや、オペレータによる有人チャットサービス、チャットボットサービスを始めとしたコールセンター関連ITサービスを強化して参りました。

一方CAは、長年に渡り光通信グループ各社及びHCの代理店各社等へ提供している秒課金（※）や全通話録音機能の特徴としたワンストップIP電話サービス（事業立ち上げに係る電話設備、電話回線等の設定をCAのみで完結し、クラウドで提供する）部門を事業化するために、HCが2017年12月18日に設立した会社であります。CAはその経験とスケールメリットを生

かした競争優位性のあるサービスを外部顧客へ提供すべく、外部営業活動を開始いたしました。

当社は、CAのIP電話サービスと当社のコールセンター関連ITサービスを連携することにより、CAと当社のターゲット顧客が同一である為に自社商材/サービスを互いの顧客へ導入提案を行うクロスセルを実施することができる等の事業シナジーが見込まれ、当社の更なる競争力強化に繋がると判断し、本子会社化を決定いたしました。

※ 秒課金とは通話1秒ごとに通話料金が生じるサービス設計であり、一般的な3分課金（通話時間1秒でも3分と計算される）と比較して、アウトバウンドコール（企業やコールセンターから営業や顧客サポートを目的にお客様へ電話をかけること）等の極めて短時間の通話を多く行う事業者様にとってコスト優位性のあるサービスです。

## 2. 異動する子会社の概要

(1) 名称	株式会社コネクトエージェンシー	
(2) 所在地	東京都豊島区池袋二丁目16番13号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 大橋 弘幸	
(4) 事業内容	クラウドPBXサービス事業	
(5) 資本金	25 百万円	
(6) 設立年月日	2017年12月18日	
(7) 大株主及び持株比率	株式会社ハローコミュニケーションズ 100.0%	
(8) 上場会社と 当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
(9) 当該会社の直近の財政状態及び経営成績	2018年6月末現在の財政状態は純資産50百万円、総資産373百万円です。 設立後間もないため、経営成績はありません。	

## 3. 株式取得の相手先の概要

(1) 名称	株式会社ハローコミュニケーションズ	
(2) 所在地	東京都豊島区西池袋二丁目29番19号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 河野 良平	
(4) 事業内容	ブロードバンド事業	
(5) 資本金	101 百万円	
(6) 設立年月日	2003年7月22日	
(7) 発行済株式数	3,200 株 (2018年9月末日現在)	
(8) 決算期	3月末日	
(9) 大株主及び持株比率 (2018年9月末日現在)	株式会社光通信 100.0%	
(10) 当事会社間の関係		
	資本関係	該当事項はありません。

人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。
関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。

#### 4. 株式取得数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	0株（議決権の数：0個）
(2) 取得株式数	510株（議決権所有割合：51.0%）
(3) 取得価額	株式取得価額 434百万円 アドバイザリー費用等 — 合計（概算額） 434百万円（概算額） ※取得価額については、対象会社の過去の実績、現在の財政状態、今後の経営計画並びに実施したデューデリジェンスに基づき、対象会社の将来のフリーキャッシュフローを基準として株式取得の相手先と交渉し、決定致しました。
(4) 異動後の所有株式数	510株（議決権の数：510個）

#### 5. 日程

(1) 取締役会決議日	2018年10月26日
(2) 契約締結日	2018年10月26日
(3) 株式譲渡実行日	2018年10月31日（予定）

#### 6. 今後の見通し

本件株式取得により、CAは当社の連結子会社となる予定であります。本件子会社化による当期連結業績に与える影響は現在精査中であり、今後開示すべき事項が生じた場合には、改めてお知らせいたします。

また中期的には、CAと当社によるクロスセルにより月額ストック売上が累積的に増加するとともに、当社のビジネスにおける特徴の一つである顧客ニーズからサービスを創り出す柔軟な開発力により、互いのサービスを連携した新サービスの創出を実現してまいります。

## II 第三者割当による第13回新株予約権の発行について

### 1. 募集の概要

(1) 割当日	2018年11月12日
(2) 新株予約権の総数	1,692個 ※本新株予約権が全て行使された場合に増加する株式数は169,200株（議決権個数1,692個）であり、当社の2018年6月30日現在の発行済株式総数16,917,159株に対して1.00%の希薄化が生じます。

(3) 発行価額	1 個につき金 1,172 円
(4) 当該発行による 潜在株式数	169,200 株
(5) 資金調達の内額	153,417,024 円 (内訳) 発行時： 1,983,024 円 行使時： 151,434,000 円
(6) 行使価額	1 株につき 895 円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割り当ての方法により、株式会社ハローコミュニケーションズに 1,692 個を割り当てる。
(8) その他	1. 上記各号については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とする。 2. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、当社取締役会によって、本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下、「本取得日」という。）を決議することができる。当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の 14 日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個あたり 1,172 円の価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとする。

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 本第三者割当の主な目的、背景等

当社は、企業と個人のコミュニケーションをサポートする IT サービスをベースにコールセンター向けのシステム開発、クラウドサービス事業を行っております。コールセンター業界では昨今の IT 技術の発展により、AI を駆使したチャットボットサービス、ビッグデータである VOC (Voice of Customer) データを活用した業務コンサルティングなど多種多様な新たなニーズが強まっております。当社はそれらを事業成長の機会と捉え、電話の自動音声応答サービスや、オペレータによる有人チャットサービス、チャットボットサービスを始めとしたコールセンター関連 IT サービスを開始して参りました。当社はこれらサービスのさらなる強化が急務であると捉え、積極的なサービス開発及び顧客開拓に注力していたところ、従来から当社と IT 業界動向についての幅広い情報交換や両者の商品及びサービスを互いの顧客へ提案する等の協業を行っている光通信から、孫会社である CA が長年に渡り光通信グループ各社及び HC の代理店各社へ提供しているスケールメリットを生かした商品競争力のある秒課金や全通話録音機能の特徴とした IP 電話のワンストップサービス事業の外部営業活動を開始し、事業パートナーを探しているとの話を受けました。

当社は、前述の通りコールセンター関連サービス事業の強化に注力していたところ、CA も同じ目的を有していたと同時に CA と当社のターゲット顧客層が同一であることから、互いの顧客に対して IP 電話サービスやコールセンター関連 IT サービスの導入提案を行うクロスセルが実施できる等の事業シナジーが見込めると判断し、「I CA の株式取得（子会社化）について」の

通りCAの株式を取得（発行済み株式の51%を取得することにより子会社化し、残りの49%はHCが保有）することとしました。

本新株予約権を発行してHCに割り当てることにより、当社と光通信及びHCとのつながりが深まり光通信及びHCの当社及びCAへの支援意欲の向上が期待できると判断しました。具体的には、光通信及びHCからCAの顧客候補となり得る光通信グループ各社及びHCの代理店各社をCAへ紹介していただく等の支援が期待でき、紹介を受けた顧客候補へCAの扱うコールセンター関連ITサービスの導入が次々と進み、それらが積み重なることでCAの業績拡大に繋がっていくものと考えております。光通信の関連会社は333社（2018年3月期有価証券報告書より）存在し、光通信グループ各社の提供するIT商品／サービスの営業やカスタマーサポート機能の必要性は高まっているため、CAのIP電話サービスや当社の電話自動音声応答サービスやオペレータによる有人チャットサービス、チャットボットサービスの導入機会が多くあります。光通信及びHCの支援を受けつつ導入提案を行うことで成約確率が高まり、その結果としてCAの業績向上、当社の業績向上に繋がることから、本新株予約権発行は当社がCAを子会社化する効果を高めることになると確信しております。

また、当社のビジネスにおける特徴の一つである顧客ニーズからサービスを創り出す柔軟な開発力により、当社とCAの互いのサービスを連携した新サービスの創出を実現してまいります。より多くの顧客ニーズを引き出すためにも光通信及びHCのCAへの支援が必要であると考えております。

## （2）第三者割当による新株予約権発行の方法を選択した理由

本新株予約権の発行は、資金調達が主たる目的ではなく、HCのCAへの支援意欲の向上を図ることでCAの業績を向上させ、同時に当社のコールセンター関連ITサービスをCAのサービスと連携させ、当社の企業価値向上も図っていくことを目的としております。当社は、光通信及びHCと当社がCAを子会社することについて協議を行う中で本新株予約権発行の提案を光通信及びHCから受けました。光通信及びHCは当社がCAに関する事業上の資金調達ニーズを有していない事実を踏まえ、協業推進効果が得られる手法として本新株予約権の発行が有効と考えているとの事です。新株予約権の行使は当社株式の希薄化を伴うものではありますが、本新株予約権発行はCAへの支援元である光通信及びHCが要望していること、またCA及び当社のコールセンター関連ITサービスにおいて、光通信グループとの協業推進効果を得られ、今後のCA及び当社の業績拡大につながるものと考え、当社は本新株予約権発行提案を受け入れることに致しました。本新株予約権発行は、光通信グループとの協業を通じて当社グループの企業価値向上に資するものであり、中長期的な観点から当社株主の皆様利益につながるものと考えております。

## 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定期間

### （1）調達する資金の額

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
153,417,024	1,000,000	152,417,024

（注）1 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額1,983,024円及び本新株予約権の

行使に際して出資される財産の価額の総額 151,434,000 円の合計額を合算した金額です。

- 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 3 発行諸費用につきましては、弁護士費用、登記費用、新株予約権の公正価値算定費用、調査費用となります。
- 4 本新株予約権の行使価額が調整された場合には、調達資金の総額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額は減少します。
- 5 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

## (2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行は資金調達を主たる目的としておりません。また、本新株予約権の行使による資金の払込みは、新株予約権者の判断によるため、払込の金額及び時期を資金計画に組み込むことは困難であります。従って、差引手取概算額の使用については、コールセンター関連 IT サービス（ワンストップの IP 電話サービス、SaaS 型 IVR サービス等）の運転資金（人件費、サーバー設備投資費用等）に充当する予定としておりますが、具体的な使途については当該行使がなされた時点の状況に応じて決定し、その内容については必要に応じて適時適切に開示いたします。

なお、上記調達資金は、具体的な支出が発生するまでは安全性の高い預金または金融商品等で運用する方針であります。

具体的な使途	金額	支出予定時期
運転資金	152,417,024 円	—

## 4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行により調達する資金は、上記「(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、当社と光通信及びHCが協力してCAの企業価値を向上させることを目的としており、当社の中長期的な企業価値向上及び業績拡大に資するものであると判断しております。

## 5. 発行条件等の合理性

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を第三者算定機関である株式会社 Stewart McLaren（住所：東京都港区東麻布一丁目15番6号）に依頼しました。

当該算定機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日現在の市場環境、当社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動

等を考慮した一定の前提を置き、算定を実施しています。

具体的には、当該算定期間は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当契約先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうち、汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値算定手法（モンテカルロ法を適用）を用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定期間は、媒介変数を当社の株価（発行決議日前取引日の終値 895 円）、当社株式の変動率（38.82%）、配当利回り（2.68%）、無リスク利率（-0.12%）、権利行使期間（2年）と置き、発行会社の行動及び割当先の行動に関して一定の前提を置き、当社の資金調達需要は株価と独立の事象でその確率は一様に分散的であり、株式の流動性から売却可能株数を想定すること、株式処分コスト等を権利行使時のキャッシュフローから反映させること、並びに評価基準日現在の市場環境等を考慮して、他社の新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定に水準を想定して評価を実施しています。

当社は、評価モデル上で前提とした各当事者の行動の選択は、実際の各当事者の行動の選択とは同一とならない可能性もあるものの、割当予定先が表明する行使及び保有方針と整合するものであり、その他算定に用いられた手法、前提条件及び仮定等について特段不合理な点はなく、公正価値の算定結果は妥当なものであると判断し、当該算定期間の算定結果を参考に、本新株予約権の発行価額を当該算定期間の算定結果と同額の 1,172 円に決定したものであり、特に有利な金額には該当しないものと判断いたしました。また、当社監査役会においても上記発行価額については上記と同様の理由により、割当予定先に特に有利な金額に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

また、行使価額は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日（2018年10月25日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値 895 円と同額である 1 株当たり 895 円といたしました。

上記行使価額は、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映している判断したことに加え、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案した上、本第三者割当増資の割当予定先であるHCとの協議に基づき決定いたしました。なお、2018年10月26日開催の取締役会に出席した監査役3名全員（うち社外監査役2名）からは、第三者評価機関である株式会社 Stewart McLaren により算定された本新株予約権の発行価額について、実務上一般的に公正妥当と考えられる算定方法で算定され、その算定手法についても特に不合理な点が見当たらないことから、本新株予約権の発行価額は特に有利な発行価額に該当せず、適法である旨の意見をいただいております。

## （2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に増加する株式数は 169,200 株（議決権個数 1,692 個）であり、当社の 2018年6月30日現在の発行済株式総数 16,917,159 株に対して 1.00% の希薄化が生じます。

しかしながら、本新株予約権の発行は、中長期的な当社の企業価値向上及び業績拡大に

資するものであり、株主の皆様の利益向上につながるものと判断しております。

従って、本新株予約権の行使により一時的な株式の希薄化は生じるものの、その効果を鑑み、本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的な範囲内であると判断しております。

#### 6. 本第三者割当による本新株予約権の割当予定先の選定理由等

##### (1) 割当予定先の概要

名称	株式会社ハローコミュニケーションズ		
本店の所在地	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号		
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 河野 良平		
事業の内容	ブロードバンド事業		
資本金	101 百万円		
設立年月日	2003 年 7 月 22 日		
発行済株式数	3,200 株 (2018 年 9 月末日現在)		
決算期	3 月末日		
従業員数	23 人		
主要取引先	東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 ソフトバンクグループ株式会社 ビッグロブ株式会社 キューアンドエー株式会社 株式会社NTTぷらら 株式会社オン・デマンド・ティービー		
主要取引銀行	株式会社三井住友銀行		
主たる出資者及びその出資比率	株式会社光通信 100.0%		
出資関係	該当事項はありません。		
人事関係	該当事項はありません。		
資金関係	該当事項はありません。		
技術または取引関係	該当事項はありません。		
最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2016 年 3 月期	2017 年 3 月期	2018 年 3 月期
純資産	5,961 百万円	5,692 百万円	1,678 百万円
総資産	12,929 百万円	13,428 百万円	8,167 百万円
1 株当たり純資産 (円)	1,862,928 円	1,778,901 円	524,512 円
連結売上高	35,987 百万円	27,713 百万円	27,258 百万円

営業利益	6,271 百万円	3,714 百万円	5,679 百万円
経常利益	6,372 百万円	3,837 百万円	5,875 百万円
当期純利益	3,809 百万円	2,772 百万円	▲4,470 百万円
1株当たり当期純利益（円）	1,190,472 円	866,468 円	▲1,397,030 円
1株当たり配当金（円）	— 円	1,000,000 円	— 円

当社はHCから、反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。当社においても割当予定先、当該割当予定先の代表取締役が反社会的勢力等とは関係がないことを確認するため、独自に専門の調査機関（株式会社トクチョー、東京都千代田区）に調査を依頼いたしました。株式会社トクチョーからは、反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領し、また調査方法について確認したところ、登記簿謄本などの官公庁提出書類等の公開情報や、独自情報等から調査、分析したとの回答を得ております。当社は、報告・結果内容は妥当であり、割当予定先および割当予定先の代表取締役は反社会的勢力等とは一切関係がないと判断し、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

また、割当予定先の完全親会社である光通信は、東京証券取引所市場第一部に上場しております。同社が東京証券取引所に提出した2018年6月29日付「コーポレートガバナンス報告書」のうち、「内部統制システム等に関する事項」において公表されている同社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況の内容、当社所定の反社会的勢力との関わりについての審査結果等により、同社並びに同社の役員及び主要株主が反社会的勢力である事実、反社会的勢力が同社の経営に関与している事実、同社並びに同社の役員及び主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持、運営に協力若しくは関与している事実、並びに、同社及び同社の役員及び主要株主が意図して反社会的勢力等との交流を持っている事実は一切ないと判断しております。

#### （２）割当予定先を選定した理由

上記「２．募集の目的及び理由、（１）本第三者割当の主な目的、背景等」をご参照下さい。

#### （３）割当予定先の保有方針

当社は割当予定先より、本新株予約権及び本新株予約権行使により交付される株式について、当社との協業関係の強化を目的とした本株式の引受けの趣旨に基づき、中長期的に保有する意向であることを口頭で確認しております。

なお当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本件第三者割当により発行される本新株予約権及び本新株予約権行使により交付される株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに対する同意につき、確約書を取得する予定です。

#### （４）割当予定先の払込に要する財産の存在について確認した内容

当社は、2017年4月1日から2018年3月31日に係るHCの第15期事業報告書を受領し、その損益計算書により、当該期間の売上高27,258百万円、営業利益が5,679百万円、経常利益が5,875百万円、当期利益が▲4,470百万円であること、また貸借対照表により、2018年3月31日現在の純資産が1,678百万円、総資産が8,167百万円であることを確認し財務状態は健全であることを確認致しました。また、割当予定先であるHCの通帳により現金及び現金同等物の残高が払込に要する資金として十分であることを確認致しました。

以上により、割当予定先であるHCが本新株予約権の引受け及び本新株予約権の行使に係る資金を保有していると判断致しました。

#### 7. 募集後の大株主持株比率

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有 議決権の割 合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議決権数 に対する所有議決権 の割合
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1 丁目8-11	951,100	5.62%	951,100	5.56%
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2 丁目11番3号	722,100	4.26%	722,100	4.22%
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLI ENT ACCOUNT (常任代理人シティバンク、 エヌ・エイ東京支店)	BAHNHOFSTRASSE 45, 8001 ZURICH, SWIT ZERLAND (東京都新宿区新宿 6丁目27番30号)	716,200	4.23%	716,200	4.19%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人ゴールドマ ン・サックス証券(株))	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB U. K. (東京都港区六本木 6丁目10番1号)	704,055	4.16%	704,055	4.12%
日本トラスティ・サービス 信託銀行(株)(信託口9)	東京都中央区晴海1 丁目8-11	701,500	4.14%	701,500	4.10%
(株)クエスト	東京都港区芝浦1丁 目12-3号	600,000	3.54%	600,000	3.51%
(株)インフォメーションクリ エーティブ	東京都品川区南大井 6丁目22-7	500,000	2.95%	500,000	2.92%
島津英樹	東京都世田谷区	470,700	2.78%	470,700	2.75%
田村健三	東京都世田谷区	470,700	2.78%	470,700	2.75%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC) (常任代理人(株)三菱UFJ銀	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB U. K.	318,445	1.88%	318,445	1.86%

行)	(東京都千代田区丸の内2丁目7-1)				
計	-	6,154,800	36.38%	6,154,800	36.02%

(注) 1. 所有株式数及び総議決権に対する所有議決権数の割合は、2018年6月30日時点の株主名簿をもとに作成しております。

2. 2018年6月30日の発行済株式総数は16,917,159株、発行済株式に係る議決権の総数は169,155個であります。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2018年6月30日現在の発行済株式に係る議決権の総数(169,155個)にHCに割当てる本新株予約権の目的となる株式の数169,200株(議決権数1,692個)を加えた議決権数170,847個を基準に算定しております。

4. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

#### 8. 今後の見通し

本新株予約権の発行が当期の業績予想に与える影響は軽微であります。なお、当期の業績予想を修正する必要がある場合には、速やかにお知らせいたします。

#### 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと(新株予約権者又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

#### 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

##### (1) 最近3年間の連結業績

	2016年6月期	2017年6月期	2018年6月期
売上収益	2,693,963千円	10,663,814千円	12,829,127千円
営業利益	616,901千円	3,736,577千円	1,546,878千円
税引前利益	1,196,180千円	3,728,984千円	1,535,878千円
親会社の所有者に 帰属する当期利益	828,359千円	2,987,773千円	707,161千円
基本的1株当たり 当期利益	56.50円	177.52円	41.88円
1株当たり配当金	14.0円	18.0円	20.0円
1株当たり親会社所有 者帰属持分	232.42円	355.22円	381.21円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2018年6月末時点)

	株式数	発行済株式に対する比率
発行済株式数	16,917,159	-
潜在株式数	846,300	5.00%

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	2016年6月期	2017年6月期	2018年6月期
始値	601円	829円	842円
高値	615円	895円	1,097円
安値	464円	820円	833円
終値	504円	840円	1,097円

②最近6ヶ月の状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
始値	812円	816円	842円	1,110円	1,075円	1,183円
高値	848円	874円	1,097円	1,324円	1,225円	1,223円
安値	771円	805円	833円	1,042円	1,024円	1,091円
終値	816円	848円	1,097円	1,075円	1,207円	1,189円

③発行決議日前営業日における株価

	2018年10月25日
始値	916円
高値	918円
安値	891円
終値	895円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・公募による新株式発行 (一般募集)

払込期日	2016年3月30日
調達資金の額	701,595,000円 (差引手取概算額)
発行価額	744,000,000円
募集時における発行済株式数	14,953,900株
当該募集における発行株式数	1,500,000株

募集後における発行済株式総数	16,453,900株
発行時における当初の資金使途	子会社への融資、借入金の返済
発行時における支出予定時期	2016年6月期～2017年6月期
現時点における充当状況	当初の予定通り充当しております。

・公募による自己株式の処分（一般募集）

払込期日	2016年3月30日
調達資金の額	461,181,780円（差引手取概算額）
発行価額	489,056,000円
募集時における発行済株式数	14,953,900株
当該募集における発行株式数	986,000株
募集後における発行済株式総数	14,953,900株
発行時における当初の資金使途	子会社への融資、借入金の返済
発行時における支出予定時期	2016年6月期～2017年6月期
現時点における充当状況	当初の予定通り充当しております。

・株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

払込期日	2016年5月2日
調達資金の額	173,995,560円（差引手取概算額）
発行価額	173,995,560円
募集時における発行済株式数	16,453,900株
当該募集における発行株式数	372,000株
募集後における発行済株式総数	16,825,900株
発行時における当初の資金使途	子会社への融資、借入金の返済
発行時における支出予定時期	2016年6月期～2017年6月期
現時点における充当状況	当初の予定通り充当しております。

・募集新株予約権の発行

割当日	2016年3月30日
発行新株予約権数	6,000個
発行価額	4,194,000円
発行時における調達予定資金の額	305,394,000円
割当先	当社取締役及び従業員
募集時における発行済株式数	16,453,900株
当該募集による潜在株式数	600,000株
現時点における行使状況	行使済株式数 91,600株
現時点における調達した資金の額	45,983,200円
発行時における当初の資金使途	—

現時点における充当状況	—
-------------	---

・募集新株予約権の発行

割当日	2018年3月2日
発行新株予約権数	3,379個
発行価額	2,649,136円
発行時における調達予定資金の額	260,183,000円
割当先	株式会社光通信
募集時における発行済株式数	16,983,459株
当該募集による潜在株式数	337,900株
現時点における行使状況	行使済株式数 一株
現時点における調達した資金の額	—円
発行時における当初の資金使途	—
現時点における充当状況	—

## 11. 発行要項

### 株式会社スカラ第13回新株予約権

#### 発行要項

1. 新株予約権の名称  
株式会社スカラ第13回新株予約権
2. 本新株予約権の払込金額の総額  
金 153,417,024 円
3. 申込期日  
2018年11月12日
4. 割当日及び払込期日  
2018年11月12日
5. 募集の方法及び割当先  
第三者割当の方式により、すべての本新株予約権を株式会社ハローコミュニケーションズに割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は169,200株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。ただし、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
  - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額適用日と同日とする。
  - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 新株予約権の総数  
1,692 個
8. 各本新株予約権の払込金額  
本新株予約権1個につき金1,172円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、当該本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行

使価額」という。)に割当株式数に乗じた金額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。

(2)行使価額は、金895円とする。ただし、行使価額は第10項の規定に従って調整されるものとする。

#### 10. 行使価額の調整

(1)当社は、本新株予約権の割当日以後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当による場合を含む。)(ただし、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割り当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割により当社普通株式を発行する場合  
調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当の場合は)効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の取得と引き換えに本項第(4)号②に定める時価をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①ないし③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の期間の承認を条件としているときには、本号①ないし③に関わらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これ

を適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[ \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \right] \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により当該} \\ \text{期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときにはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合、行使価額の調整は行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数点第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社が保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が保有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生等により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合、適用開始日以降速やかにこれを行う。
11. 本新株予約権の行使期間  
2018年11月12日から2020年11月11日までとする。ただし、第13項に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得の事由

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合、本新株予約権の割当日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の 14 日前までに通知したうえで、本新株予約権 1 個につき、本新株予約権の払込価額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。
- (2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換もしくは株式移転によりほかの会社の完全子会社となる場合又は取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合は、会社法第 273 条の規定に従い、当社取締役会が定める取得日の 15 取引日前までに通知したうえで、本新株予約権 1 個につき、本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部を取得する。

14. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえで、第 11 項に定める行使期間中に第 18 項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭を全額を現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の効力は、行使請求に要する書類が第 18 項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第 19 項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。

18. 行使請求受付場所

株式会社スカラ 経営管理本部

19. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 虎ノ門支店

20. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」

という。)を有する本新株予約権者に対し、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイないしホに掲げる株式会社(以下、総称して「再編成対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④ 新株予約権を行使することのできる期間

第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第 16 項に準じて決定する。

⑥ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

第 9 項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権 1 個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

⑦ その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件

第 12 項及び第 13 項に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合

1 株に満たない端数は、切り捨てるものとする。

21. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) その他本新株予約権発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上